

京都市告示第 446 号

京都市大宮交通公園条例第 4 条及び京都市大宮交通公園条例施行規則第 2 条の規定に基づき、京都市大宮交通公園のゴーカートを使用することができる日を平成 16 年 4 月 1 日から当分の間、日曜日、木曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に変更します。

ただし、7 月 21 日から 8 月 31 日まで及び 3 月 25 日から 4 月 7 日までの期間においては、すべての開園日において、ゴーカートを使用することができます。

平成 16 年 3 月 25 日

京都市長 榊 本 頼 兼  
(建設局水と緑環境部緑地管理課)